

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の  
指定に係る告示の一部改正案に対する再意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 17 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 24 年 10 月 13 日	個人	—	
2	平成 24 年 10 月 13 日	個人	—	
3	平成 24 年 10 月 13 日	個人	—	
4	平成 24 年 10 月 14 日	個人	—	
5	平成 24 年 10 月 14 日	個人	—	
6	平成 24 年 10 月 14 日	個人	—	
7	平成 24 年 10 月 14 日	個人	—	
8	平成 24 年 10 月 15 日	個人	—	
9	平成 24 年 10 月 19 日	個人	—	
10	平成 24 年 10 月 23 日	個人	—	
11	平成 24 年 10 月 23 日	個人	—	
12	平成 24 年 10 月 23 日	個人	—	
13	平成 24 年 10 月 23 日	個人	—	
14	平成 24 年 10 月 24 日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
15	平成 24 年 10 月 24 日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
16	平成 24 年 10 月 24 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
17	平成 24 年 10 月 24 日	個人	—	

電波の利用は国民の共通財として公平に国民への利益を優先させる必要が第一であります。

そのためには一定規模以上の事業者は、同じ土俵で同じルールに則って市場原理に従いサービス競争を行う必要が有ります。それにより公平で健全な市場が形成され国民へのサービスの還元に繋がります。

まずは国民の利益が第一で、一企業の歪な利益を支えるべきではありません。

そのためにソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定すべきです。

総務省諸氏のご賢察に期待します。

受付番号:201210130000029667

受信日付:2012/10/13 13:08:41

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

電波の利用は国民の共通財として公平に国民への利益を優先させる必要が第一であります。

>そのためには一定規模以上の事業者は、同じ土俵で同じルールに則って市場原理に従いサービス競争を行う必要が有ります。それにより公平で健全な市場が形成され国民へのサービスの還元につながります。

>まずは国民の利益が第一で、一企業の歪な利益を支えるべきではありません。

>

>そのためにソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定すべきです。

受付番号:201210130000029672

受信日付:2012/10/13 13:27:18

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

電気通信事業者は利用する国民に対して公正かつ公平なインフラとして提供されるべきものと考えます。

残念ながら、今現在の電気通信事業者間の規定には格差があり、公正かつ公平な提供は成されていないと結論する事が出来ます。

事業者間で格差が生じる事は利用者に不利益を生ずるばかりか、一定の事業者のみを優遇する措置に他無い為、正しい市場原理に則っているとは公言し難く、規定の格差を是正する事は急務であると確信いたします。

以上の理由によりソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定し正しい市場原理による公正かつ公平なインフラの提供を望むものであります。

受付番号:201210140000029803

受信日付:2012/10/14 00:57:23

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

賛成します。

接続料算定の透明性を確保するためにも絶対に必要な措置であると思います。

受付番号:201210140000029804

受信日付:2012/10/14 01:05:06

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

要するにソフトバンクを第二種指定電気通信設備として指定するか否か、という問題と理解したが、これまで指定されていない事の方がよほど問題である。通信サービスは極めて公益性が高い事業であり、かつソフトバンクは事業者として相当な規模であると思われる。我々国民に対し接続に関する情報を公開し、公共サービスとしての一定の責を負う事は当然の措置であると思う。

ソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定すべきです。

電波の利用は国民の共通財であり公平が第一であります。

そのためには一定規模以上の事業者は、同じ土俵で同じルールに則って市場原理に従いサービス競争を行う必要が有ります。

受付番号:201210140000029843

受信日付:2012/10/14 17:47:54

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

電波は公共のもので、そのために総務省が認可して割り当てるものと思います。  
であれば、認可を受けサービスを提供する業者には公共性が求められますが、  
どうもソフトバンクのさまざまな状況を見ると、必ずしもそうとは思えない状況があります。

ソフトバンクは docomo や au に合法的にコスト転嫁することで、  
消費者に安く(契約体系が複雑過ぎて、本当に安いかも疑問)サービスを提供している疑惑を、  
個人的には持っているので、  
このままでは、健全な日本の企業の体力が維持不可能となり、  
しいては日本の将来の対外国への競争力が失われてしまう懸念も抱いています。

規定に載ったり、正しく審査するために、  
またこれが、単なる誤解なのか、実際にそういう一種の不正競争を行なっているのかをはっきりさせるためにも、  
ソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定し、  
他の docomo や au と横並びで正当性を厳格に審査すべきです。

受付番号:201210150000029930

受信日付:2012/10/15 22:55:28

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

今回の改正について大賛成です。

ソフトバンクモバイル(ソフトバンク)は契約者ベースで言うなら世界第三位の契約者数になったのであれば、第二種どころか自社で設備構築をしなければならない第一種電気通信事業者指定してもおかしくないと考えられます。一位のところ、ドコモやNTTから設備を借りるなんて非常識極まりない。他社の構築した設備を借りるなんておかしすぎます。他社より法外な接続料で儲けているソフトバンクに対して徹底的な法規制が必要だと考えられます。ソフトバンク(孫正義)の出した意見については いつまで駄々をこねているのか常識を疑います。

受付番号:201210190000030195

受信日付:2012/10/19 00:50:10

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

ソフトバンクモバイル株式会社が設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定することについて、賛成いたします。

当該社は端末シェアの割合もさることながら、米国通信事業者の買収を発表するなど通信事業者としての存在がさらに高まっていることなどから、他の上位事業者と同等の扱いとすることが、公正な競争に繋がると思います。

さて、当該社は先般イー・アクセス株式会社の完全子会社化ならびに両社の業務提携を発表しています。両社は通信ネットワークや営業網の相互活用を行うなどと発表しており、ほぼ一体となって活動するよう見えます。

しかしながら、イー・アクセスが会社組織として存続することから、端末シェアの割合のみで見た場合、イー・アクセスが持つ電気通信設備は二種指定設備には相当しないという判断になるものと思われます。

このようにほぼ一体となって活動するであろうにもかかわらず、両社に対する規制の度合いが異なることに違和感を感じずにはられません。

今回対象となっている二種指定設備制度に限りませんが、例えば、株の所有状況、業務提携の有無、役員の人事などから、グループ会社と判断し、このグループ単位での規制を行うなど、様々な組織体に柔軟に対応できるような基準を検討するべきと考えます。

また、今回のイー・アクセスの件からも、改めてMNOによる新規参入は難しく、今後の新規参入はMVNO一択となったと言えます。

各事業者が、二種指定設備制度の運用ガイドライン、ならびに MVNO 事業化ガイドラインに則り、MVNO での新規参入がさらに活発になることを期待します。

受付番号:201210230000030530

受信日付:2012/10/23 19:40:28

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

イーアクセスを買収(業務提携)した時点で従来の第二種指定の条件を満たしている。ソフトバンクが拒絶する理由は一切無い。

そもそも「ドコモを超える」と常々発言しているソフトバンクが、第二種指定を拒絶するパブリックコメントを寄せていること自体ナンセンスである。

さっさとソフトバンクに適用し、接続料の詳細を全て嘘偽りなく開示させるべきであり、不当に高いのは目に見えているのだから早急に接続料を下げさせるべきである。これら不利益は全て他社並びに他社ユーザーの負担となっている事をいい加減認識して公表し指導すべきである。

それが出来ないのであれば行政など不要なので、総務省は解体されるべきではないだろうか。

受付番号:201210230000030531

受信日付:2012/10/23 19:59:28

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

シェアが完全にドコモを超えた、或いは世界的に採用される通信規格 LTE のリーディングカンパニーであると記者発表でも公言し、まさにその実力をつけているのは誰が見ても明らかなソフトバンクを規制に加えないのは法の死文化を意味するので、かかる事態とならない様にご検討頂きたく思います。

受付番号:201210230000030534

受信日付:2012/10/23 20:03:32

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

数字の根拠は明確にして欲しい。しかし、消費者利益を守ることが企業を守るという視点に立って、今回の改訂には賛成。法の下での公正さは疑問の余地を挟まないように願いたい。

受付番号:201210230000030539

受信日付:2012/10/23 21:20:25

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

ソフトバンクモバイルは国内ではイーモバイルを買収しアメリカのスプリントも傘下に入れたのであるからそれなりの第二種指定を受けるべきである。

再意見書

平成24年10月24日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-6150  
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かとう かおる  
代表取締役社長 加藤 薫

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

本意見書に関する連絡先  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
経営企画部 企画調整室  
電話番号：  
メールアドレス：

「平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案」に関して、再意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者:NTTドコモ

先般意見提出したとおり、ソフトバンクモバイル殿が本年中に新たに指定されることで今年度内に同社は総務大臣へ接続約款を届出し、平成25年度から接続会計の整理・公表が義務化されることとなり、今後、同社の相互接続料算定の透明性確保、ならびに接続協議の円滑化が図られることが見込まれます。同社の相互接続料算定については、依然として算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあることを踏まえると、適時適切な措置として賛同いたします。

他方、接続会計の整理・公表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成26年度適用の相互接続料からとなることから、不透明な算定による事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を重ねて要望いたします。

また、本年10月1日に、ソフトバンク殿からイー・アクセス殿との経営統合に関する報道発表がなされました。これにより本年度中にソフトバンクモバイル殿、イー・アクセス殿は、ともにソフトバンクグループとして同一資本傘下に属することが見込まれます。

二種指定設備制度の適用対象の見直しについては、昨年12月に公表された総務省 情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」において、

・MNO間の関係において、加入者シェア第4位の事業者のシェアは第3位の事業者とは大きな開きがあり、上位3社との間で交渉力に顕著な優劣が生じている

・MNOとMVNOの関係において、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、優位な交渉力があると認めることは難しい

として、イー・アクセス殿を二種指定設備制度の適用対象から除外した経緯がございますが、ソフトバンクモバイル殿と同一企業グループとなることにより、交渉上の優位性についてこれらの差分は解消されるものと考えます。

加えて、ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は、無線ネットワークやバックボーン回線、鉄塔等のリソースを相互活用し競争上のシナジーを発揮すると明言しており、仮に両社の間で採算を度外視した相互活用等の不透明な処理が行われる事態となれば、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」の趣旨が損なわれるばかりか、第二種指定電気通信設備制度等の規制の潜脱につながりかねないものと考えます。

## 意見

かかる懸念を未然に防ぐ観点から、イー・アクセス殿の接続料についても他の接続事業者等による客観的な検証が可能となるよう、同社を新たに二種指定設備を保有する事業者として指定するか、総務省から「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に基づく算定を強く要請し、厳格なる検証を実施すべきと考えます。

以上

## 再意見書

2012年10月24日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) ひーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

2012年10月4日付けにて弊社共から提出しました意見書の通り、第二種指定電気通信設備の指定制度を改めて見直し、指定基準について合理的な結論を得て頂きますよう重ねてお願いいたします。

なお、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿より弊社に関する意見がございましたので、それに対する弊社共の意見を以下に述べます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>同社の不透明な相互接続料算定については、当社が行った平成22年度適用相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りになったことに加え、本年2月に公表された平成23年度適用相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあることを踏まえると、適時適切な措置として賛同いたします。</p> <p>加えて、事業者の立場では相互接続料算定の適正性について、接続会計報告書を基に一定程度の検証は為し得るものの、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに依拠した適正な算定が行われているかどうかは、事業者間の合意に基づく情報開示が実現できなければ検証できません。仮に昨年度と同様に不透明な算定が継続されることとなれば、省令改正ならびに指定告示改正の意義が大きく損なわれる事態になることが懸念されます。</p> <p>したがって、不透明な算定による事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を強く要望いたします。</p>	<p>弊社は、以前より第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに定める算定方法に則した接続料算定を行っています。</p> <p>算定根拠に係る情報には経営情報が含まれるため競合事業者殿への開示は一部に限定されるものの、以前より総務省殿へは当該ガイドラインに基づいて説明を行っており、2012年度接続料についても同様に説明を行う予定です。</p>

以上

## 意見書

平成24年10月24日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにおうめさんぼんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。（文中では敬称を省略しております。）

再意見提出者： KDDI 株式会社

<p>株式会社 エヌ・ティ・ティ・ ドコモ</p>	<p>今回の電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の改正は、本年6月の電気通信事業法施行規則の改正を踏まえて行われるもので、ソフトバンクモバイル殿が本年中に新たに指定されることで今年度内に同社は総務大臣へ接続約款を届出することとなります。また、同社には平成25年度から接続会計の整理・公表の規定が適用されることとなり、これらの規定により、今後、同社の相互接続料算定の透明性確保、ならびに接続協議の円滑化が図られることが見込まれます。</p> <p>同社の不透明な相互接続料算定については、当社が行った平成22年度適用相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りになったことに加え、本年2月に公表された平成23年度適用相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあることを踏まえ、適時適切な措置として賛同いたします。</p> <p>他方、接続会計の整理・公表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成26年度適用の相互接続料からとなります。</p> <p>加えて、事業者の立場では相互接続料算定の適正性について、接続会計報告書を基に一定程度の検証は為し得るものの、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに依拠した適正な算定が行われているかどうかは、事業者間の合意に基づく情報開示が実現できなければ検証できません。仮に昨年度と同様に不透明な算定が継続されることとなれば、省令改正ならびに指定告示改正の意義が大きく損なわれる事態になることが懸念されます。</p> <p>したがって、不透明な算定による事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を強く要望いたします。</p>	<p>日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えますが、事業者間の相互接続料算定については、現在の市場シェアの推移を踏まえ、現行制度において規制対象となっているMNOと指定対象外であるMNO間で規制水準が不相応となっている状況が一部存在するため、これを改善し、公平な競争環境を確保することが必要です。</p> <p>したがって、本年6月の電気通信事業法施行規則の省令改正によって定められた新たな基準値に基づいて、今回、ソフトバンクモバイル社が指定されることは、接続料算定の透明性確保や協議の円滑化が図られることが見込まれるため、適正な措置と考えます。</p> <p>なお、エヌ・ティ・ティ・ドコモ社の意見にもあるとおり、総務省においては、公正な競争環境の整備を図る観点から、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて接続料の算定方法の考え方を明確にし、この考え方に沿って3社が算定しているかについて厳格に検証を行うべきです。</p> <p>また、ソフトバンク社の100%子会社となる予定のイー・アクセス社の設備に対する規制のあり方についても整理する必要があると考えます。</p>
-----------------------------------	---	--

以上

受付番号:201210240000030651

受信日付:2012/10/24 16:42:26

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

ソフトバンクモバイルは第二種指定電気通信設備の指定を受け入れるべきです。

イーアクセス(イーモバイル)を買収、ひいてはアメリカのスプリントを買収し、孫正義氏自身が「ソフトバンクは世界第三位の携帯事業者となる。」と公言している通り、企業規模を拡大させる姿勢を見せているにもかかわらず、

従前の意見募集においては、ソフトバンク三社より「当該指定基準については論拠が薄弱」という意見が出ていることに非常に憤りを感じます。

公共財である電波を利用している事業者として、ソフトバンクモバイルは日本国民を冒涇していると言わざるを得ません。